

別表（第5条関係）

指定工事店の違反行為に係る処分基準

違反行為	関連条文		処分内容
	各務原市下水道 条例（平成2年 条例第23号）	規程	
1 指定の申請・更新にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき。	第8条	第5条及び第9条	指定の取消し
2 指定工事店として該当しなくなったにもかかわらず、辞退職出書を提出しなかったとき。	第8条	第10条第1項	指定の取消し
3 指定の申請・更新における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届出書の提出を怠ったとき。	第8条	第10条第2項	指定の効力停止 1月以内
4 工事の相談・見積を受けたとき、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	第8条	第7条	指定の効力停止 14日以内又は 文書注意
5 工事の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	第8条	第7条第2項第1号	指定の効力停止 1月以内
6 工事の契約に際して、工事金額、工事期限、融資あっ旋制度その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	第8条	第7条第2項第2号	指定の効力停止 1月以内
7 工事に際して、適正な価格で誠実かつ迅速に施工しなかったとき。	第8条	第7条第2項第3号	指定の効力停止 2月以内
8 工事の全部又は大部分を、一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	第8条	第7条第2項第4号	指定の効力停止 1月以内
9 指定工事店の名義を、他の業者に貸与したとき。	第8条	第7条第2項第5号	指定の効力停止 2月以内
10 市長の確認を受けずに、工事を行ったとき。	第7条第1項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 14日以内又は 文書注意
(1) 申請書・変更届は提出したが、確認前に着手したとき。	第7条第2項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 1月以内
(2) 申請書を提出し、確認を受けたが、異なる内容の工事をしたとき。	第9条第1項及び第16条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 2月以内
(3) 確認を受け工事をしたが、使用開始等の手続を遅滞無く行わなかったとき、又は工事の完了後5日以内に完了届を提出しなかったとき（下水道の不正使用）。	第7条第1項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 3月以内
(4) 申請書を提出せず、工事をしたとき（未供用）。	第7条第1項、第9条第1項及び第16条	第7条第2項第6号	指定の効力停止 6月以内
(5) 申請書を提出せず、工事を行い、供用したとき（下水道の不正使用）。	第8条	第7条第2項第7号	指定の効力停止 2月以内
11 工事を責任技術者の監理の下において設計し、及び施工しなかったとき。	第9条第1項	第7条第2項第8号	指定の効力停止 1月以内
12 完了検査に、正当な理由がなく、責任技術者を立ち合わせなかったとき。			

1 3 完了検査において、不良と認められたものについて、指示した期間内に改修しなかったとき、又は必要な報告や資料の提出を求められたにもかかわらず、これに応じなかったとき。	第9条第1項	第7条第2項第9号	指定の効力停止 3月以内
1 4 工事完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでないにもかかわらず、無償で補修しなかったとき。	第8条	第7条第2項第10号	指定の効力停止 3月以内
1 5 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して、正当な理由がなく、市長からの要請に協力しなかったとき。	第8条	第7条第2項第11号	指定の効力停止 1月以内
1 6 工事の施工に際し、安全管理を怠り、公衆を死傷させ、又は被害を与えたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の取消し又は指定の効力停止 6月以内
1 7 工事の施工に際し、安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
1 8 粗雑な工事により、市民及び市に対して損害を与えたとき。	第8条	第11条第	指定の効力停止 6月以内
1 9 汚水管に雨水等が流入するような配管になっていたとき。	第4条	第11条第	指定の効力停止 6月以内
2 0 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）により、指名停止の処分を受けたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
2 1 指定工事店の代表者、役員又は責任技術者が犯罪の容疑で起訴されたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
2 2 前各項以外の下水道に関する法令、条例、規程等に違反したとき。	第8条	第11条第2項第1号	指定の効力停止 6月以内
2 3 その他市長が指定工事店として不適当と認めたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の取消し又は指定の効力停止 6月以内

備考 この表第20項の場合において、指名停止の処分の期間が指定の効力停止期間を超えるときは、当該超過期間につき「指定辞退届出書」を提出すること。

責任技術者の違反行為に係る処分基準

違反行為	関連条文		処分内容
	各務原市下水道条例	規程	
1 責任技術者としての登録の申請にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき。	第8条	第14条	登録の取消し
2 責任技術者として該当しなくなったにもかかわらず、登録辞退届出書を提出しなかったとき。	第8条	第15条 第1項	登録の取消し
3 登録の申請における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届出書の提出を怠ったとき。	第8条	第15条 第2項	登録の効力停止 1月以内
4 指定工事店の違反行為に係る処分基準に定める指定工事店の違反行為で、その原因等が責任技術者の責に帰するとき。	第8条	第16条	指定工事店の違反行為に係る処分基準の処分内容に準ずる。